

令和4年8月26日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

リサイクル燃料備蓄センターの使用前検査申請書の取下げに係る手続きについて

リサイクル燃料備蓄センター（以下「RFS」という。）の使用前確認の申請（変更の届出含む。）を行うに当たり、旧法令に基づき申請した使用前検査申請書の取下げについて以下に示す。

RFSは、平成22年8月に建設工事を開始した。

使用前検査申請については平成22年9月に申請し、新規制基準施行前の使用済燃料の貯蔵事業の変更許可（以下「許可」という。）、並びに新規制基準施行後において旧基準に基づき認可された設計及び工事の方法（以下「設工認」という。）に基づいて、平成22年11月より使用前検査の受検を開始（継続中）した。また、RFSの許認可等の実績を表1に示す。

その中で、新規制基準に基づく許可（令和2年11月）及び設工認の認可（令和3年8月及び令和4年8月）※を踏まえて、法第43条の9第3項による使用前確認の申請（変更の届出含む。）を行う。

使用前確認の手続きを行うに当たり、旧法令の使用前検査の申請と二重の申請にあることから、令和2年4月の新検査制度施行を踏まえ、旧法令の使用前検査申請書を取下げる必要があると認識しております。その際の取下げ手続きは、分割第2回目の設工認の認可の内容を反映した使用前確認の変更届出時と考えています。

なお、使用前確認の申請（変更の届出含む。）を行うに当たり、溶接検査についても今後、使用前事業者検査の中で行うことから、日立GEニュークリア・エナジー株式会社及び日本製鋼所M&E株式会社が申請した旧法令の溶接検査申請についても取下げる必要があると考えております。

※：旧法令に基づく受検継続中であった施設については、今後、認可を得た設工認に基づく使用前事業者検査を行う。

以 上

表1 RFSの許認可等の実績

規制区分	旧基準	新基準
事業変更許可	平成22年5月13日 平成19・03・22原第11号	令和2年11月11日 原規規発第2011113号
設計及び工事の方法／ 計画の認可（設工認）	<p>(施設の設置)</p> <p>設工認申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年 8月27日 平成22・06・16原第 7号 <p>設工認変更届出：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年 7月25日 RFS発官24第 2号 ・平成25年 1月31日 RFS発官24第 6号 <p>(第2回：金属キャスクの追加設置)</p> <p>設工認申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年12月16日 平成22・11・10原第 5号 <p>設工認変更届出：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年 3月 6日 RFS発官26第 9号 <p>(第3回：金属キャスクの追加設置)</p> <p>設工認申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月13日 原管廃発第1311131号 	<p>(施設（金属キャスクの名称含む。）の変更)</p> <p>変更申請（分割第1回目）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3年 8月20日 原規規発第2108202号 <p>変更申請（分割第2回目）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4年 8月16日 原規規発第2208161号
使用前検査／使用前確認	<p>(施設の設置)</p> <p>使用前検査申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年 9月15日 RFF発官22第 6号 <p>(第2回：金属キャスクの追加設置)</p> <p>使用前検査申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年 1月 6日 RFS発官22第10号 <p>(第3回：金属キャスクの追加設置)</p> <p>使用前検査申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月14日 RFS発官25第 7号 	<p>(施設（金属キャスクの名称含む。）の変更)</p> <p>使用前確認申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4年 2月10日 RFS発官 3第23号